

第 57 回「国際人権に関する研究会」
『女性差別撤廃委員会の活動と第 6 回日本政府報告書審査』
報告書

【女性差別撤廃委員会の最近の活動について】

林陽子氏（弁護士・国連女性差別撤廃委員会委員）

まず、林氏から、女性差別撤廃委員会における政府報告書審査の手續について、審査が行われる会期の 2 回前の会期前作業部会（委員数 4 ～ 5 人と国別報告者から成る）において質問表が作成され、当該締約国は、審査予定会期の 3 か月前までにそれに対する回答を書面で提出することが求められていること、締約国との「建設的対話」の場である報告書審査においては、委員を 2 つのグループに分けたチェンバー制が採られていること（第 4 4 会期では各チェンバーにおける委員数は 1 1 人）、国別報告者に意見が集約され、その者が最終的な総括コメントを起案することなどの説明がなされた。

2009 年 7 月に予定されている日本政府の報告書審査の担当はチェンバー B で、中国の Zou 氏が国別報告者であることが報告された。政府報告書審査における N G O の関わりについては、会期開催時は、International Women's Rights Action Watch (IWRAP) Asia Pacific が N G O 報告書の委員への事前配布等の窓口となっていることや、委員に対する N G O プリーフィングの重要性が強調された。

また、委員会の活動全般に関して、現在、締約国の差別撤廃義務に関する一般的勧告 27 のドラフト作業が進行中であることや、「武力紛争・平和構築と女性」や「被害者の『同意』と性暴力」などが一般的勧告の候補として検討されていることが紹介された。

その後、林氏からは、個人通報制度について、2008 年 12 月の時点で、11 件の見解がすでに公表済みであり、受理可能性があるとされたものが 5 件、ハンガリーにおけるロマ女性への強制不妊手術に関するケースや、オーストリアの D V に対する警察の不作为に関するケースなどがあるとのことであった。

日本が個人通報制度を批准していないことについては、米国を除く先進国はすべて批准をしていること、委員会から指摘されている日本の女性差別の現状は決して日本だけの特殊なものではなく、各国とも同じような問題を抱えながらそれをオープンに議論し、改善につなげているのであるから、早期に批准が望まれるとの発言があった。また、批准に備え、弁護士が国内訴訟で国際人権

条約を援用することの重要性が強調された。

【2009年第6回日本政府報告書審査】

安藤ヨイ子氏（弁護士・日弁連国際人権問題委員会委員・両性の平等に関する委員会女性差別撤廃条約関連プロジェクトチーム座長）

続いて、安藤氏から、日弁連としてのこれまでの取組みについて報告がなされた。

女性差別撤廃委員会に対してカウンターレポート（NGOレポート）を出し始めたのは1994年の第2回審査からであること、2003年6月の第29会期審査のときに日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）というNGOネットワークが結成され、以後、日本の政府報告書審査の場で、NGOが分担して意見を述べるようになったことなどが説明された。もっとも、日弁連がJNNCのメンバーとしてNGOレポートの作成に関わることは組織的に難しく、独自のカウンターレポートを提出しているとの説明がなされた。

本年7月に開催されるCEDAW44会期における日本の条約実施状況の審議に当たって、日弁連としての報告を昨年9月に提出し、CEDAWから日本政府に対する質問事項については別途調査研究して、最新の報告を国連に提出する予定で取り組んでいる旨の報告がなされた。

また、安藤氏からは、NGOが非政府組織ではなく政府に対立する組織として見られていた1994年ごろに比べれば政府とNGOとの関係に前進が見られる一方、そのころから取り上げられている慰安婦の問題、アジア諸国の移住女性や女性搾取の問題が今なお改善されていないなど未だ課題が残っているとの指摘がなされた。

【第6回報告審査に向けた政府の準備状況】

金児敦弘氏（内閣府男女共同参画局男女共同参画推進官）

金児氏からは、日本政府の報告書審査の準備状況に関して、内閣府が取りまとの担当となっており（なお、女性差別撤廃委員会との連絡や条約自体の解釈については外務省が担当）、現在、女性差別撤廃委員会からの質問事項に対する回答を検討しているところであるとの報告をいただいた。審査の冒頭で行われる30分ほどのスピーチ原稿や、委員からの質問にその場で迅速に答えるための準備も今後行われるとのことであった。また、金児氏からは、7月という時

期は中央省庁で幹部の人事異動があって、出張者の人選が困難であることや、入札制の下で通訳の質をどのように確保するかが悩みの種であることなどの話もなされた。

選択議定書については、政府内では、他の人権条約の個人通報制度も視野に入れた議論がなされているという発言があった。

作成者：芝池俊輝（札幌弁護士会）